

○「いわゆる「健康食品」・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領について」（令和6年8月23日付け健生食監発0823第4号・医薬監麻発0823第1号）

改正後	改正前
別添 いわゆる「健康食品」・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領 第1～第4 (略) 第5 健康被害発生時の対応 1 都道府県等 (1) 相談受付 ① 保健所におけるいわゆる「健康食品」等との関連が疑われる健康被害相談については、別紙様式の「 <u>健康食品との関連が疑われる健康被害情報提供票</u> 」（以下「情報提供票」という。）の項目を参考に、内容を十分に聴取すること。なお、医師等からの情報提供についても、同様に聴取すること。 ②・③ (略) (2)～(7) (略) 2 (略)	別添 いわゆる「健康食品」・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領 第1～第4 (略) 第5 健康被害発生時の対応 1 都道府県等 (1) 相談受付 ① 保健所におけるいわゆる「健康食品」等との関連が疑われる健康被害相談については、別紙様式の「 <u>健康食品の摂取に伴う健康被害情報提供票</u> 」（以下「情報提供票」という。）の項目を参考に、内容を十分に聴取すること。なお、医師等からの情報提供についても、同様に聴取すること。 ②・③ (略) (2)～(7) (略) 2 (略)
(別紙) 厚生労働省への報告要否確認シート	(別紙) 厚生労働省への報告要否確認シート
(略)	(略)
要報告事例のうち、重篤事例（情報提供票の受診情報欄の重篤度が③中等度以上、④死亡とされた症例。）に関しては、可能な限り迅速にご報告をお願いいたします。	要報告事例のうち、重篤事例（情報提供票の「（保健所使用欄）」の「重篤度の記載」のうち、③中等度以上、④死亡とされた症例。）に関しては、可能な限り迅速にご報告をお願いいたします。